

2026年6月29日

プレスリリース：  
東京海上で国連ビジネス人権指導原則の遵守確保に暗雲  
～株主総会で国連の原則遵守をNGOが要請～

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)  
国際環境NGO FoE Japan  
メコン・ウォッチ  
レインフォレスト・アクション・ネットワーク(RAN)

6月29日、東京海上ホールディングス株式会社(以下、東京海上)の年次株主総会が開催されました。株主総会には日本の環境NGOスタッフも株主として参加し、国連ビジネスと人権に関する指導原則を遵守するには保険引受先の守秘義務の一部解除が必要ではないかと質問したところ、東京海上の経営陣からは、「引受先の個別案件に関する開示はできない」と回答があり、国連原則の遵守確保に懸念が残りました。会場前では、環境NGOが株主に対して、東京海上の保険引受者としての関与が明らかになっている(※1)カルカシューパス1(CP1)LNGターミナル事業の拡張事業であるカルカシューパス2(CP2)LNGターミナル事業の浚渫工事における人権侵害について、東京海上が、国連のビジネスと人権に関する指導原則で求められている被影響住民に対する「影響を受ける可能性のある団体やその他の関連する利害関係者との意味ある協議(18条b項)」及び「企業による特定の人権への影響に対する対応が適切であるか否かを評価するために十分な情報提供(21条b項)」を行うよう求めました。



株主総会前でのアクションの様子

CP2LNGターミナル事業は、Venture Global社による、米国テキサス州ジャスパーから全長約144.8kmのパイプラインを敷設し天然ガスをルイジアナ州キャメロンまで運び、液化設備や不随施設を建設することで年間最大2,400万トン(mtpa)のLNGを生産する計画です(※2)。現地の漁業者によると、2025年8月初旬、CP2ターミナル事業の浚渫工事によって大量の泥及びシルトの残土が河川、カルカシュー湖及び漁場に流出し、大量のカキが死滅しました。ルイジアナ州エネルギー天然資源局(LDNR)の調査によると、約6,100~14,500立方メートルの浚渫土砂が漁場及び公共湿地に流出したことが判明し、少なくとも1平方kmの湿地に被害が生じ、カキ漁期に甚大な被害が出ました(※3)。

2026年2月に現地コミュニティ及びNGOは、東京海上の人権救済メカニズムであるグローバルホットラインを通じて苦情申し立てを提出したところ、東京海上は書面にて、「事実関係を調査し、確認された事実に基づき、必要に応じて適切な措置を講じる」と回答しましたが、具体的な事実関係の調査の方法及び結果についてや、国連のビジネスと人権に関する指導原則の「影響を受ける可能性のある団体やその他の関連する利害関係者との意味ある協議(18条b項)」及び「企業による特定の人権への影響に対する対応が適切であるか否かを評価するために十分な情報提供(21条b項)」を行うか否かは明確にいません。今なお被影響住民は生計手段への甚大な被害に苦しんでおり、事業者との和解に至っていません。

東京海上は人権基本方針の中で、「国連の『ビジネスと人権に関する指導原則』<中略>などの行動規範を支持し、これらの原則に基づく取組みを実施してまいります」と明記しています(※4)。

したがって、東京海上に対して、国連のビジネスと人権に関する指導原則に基づいた対応をとること及び、CP2LNGターミナル事業を含む化石燃料事業への保険引受停止を強く要請します。

注:

※1:

<https://reclaimfinance.org/site/en/2025/02/11/insurers-revealed-behind-venture-globals-risky-business/>

※2: 事業詳細については以下のファクトシートをご参照下さい。

[https://jacses.org/wp\\_jp/wp-content/uploads/2026/02/cp2factsheet.pdf](https://jacses.org/wp_jp/wp-content/uploads/2026/02/cp2factsheet.pdf)

※3:

<https://gasoutlook.com/analysis/dredge-operation-near-venture-globals-cp2-spills-into-fish-habitat/>

※4: <https://www.tokiomarinehd.com/sustainability/humanrights.html>